

IPM定着工程表の策定について（案）

1. 今後のIPMの普及・定着に向けては、国、地方、民間、生産者等がIPM推進体制の整備、生産現場での取組及び消費者等の理解促進などの各段階における課題を認識し、それぞれの役割において、目標を達成するための具体的な取組を進めていく必要がある。
2. このため、農林水産省は、国、地方、民間、生産者等がそれぞれの役割のもとに取り組むべき課題、目標等を取りまとめたIPM定着工程表（以下「工程表」という）を策定し、これに基づき、施策を総合的に管理・運営することにより、IPMの定着に努めることとする。

なお、工程表による施策の管理・運営は、国が画一的に決定し進めるのではなく、都道府県、地域及び農業者の自主性を考慮し、関係者の声を聞きながら進めていく。
3. 工程表は、適切な病虫害・雑草管理を推進するため、
 - (1) 各関係者が取り組むべき課題を整理し、目標を設定し、その目標を達成するための具体的な取組をスケジュール感を持って取り組むこと、
 - (2) 取組の評価を行い、目標の立て方は正しかったか、手順に不備はなかったか、次年度の目標をどう設定するか検証すること、を目的とし活用する。
4. 工程表は消費・安全局植物防疫課において策定し、IPMに係る施策を総合的に推進するとともに、IPM検討会において国の取組について評価を行い、その評価結果を踏まえ、翌年以降の施策に反映する。

その際、都道府県の協力を得て、地域の実情に応じたIPMの取組（IPM実践指標の策定状況等に限らず、環境保全型農業やGAP等におけるIPMの取組）について把握に努める。
5. 別紙にIPM定着工程表策定のイメージ案を添付した。今後、各関係の意見を聞きながら、工程表を取りまとめる。

IPM定着工程表(当面3年間の取組計画)策定イメージ案

取り組むべき課題		19年度	20年度	21年度
1. IPM普及・定着の体制整備				
①国と都道府県との連携	・適切な病害虫雑草防除を行うため、国と都道府県が協力してIPMを推進	・都道府県担当者との意見交換(担当者会議、地区協議会等)		課題を把握し、施策に反映
②関係する施策及び部局との連携	・生産現場において、実効的、かつ円滑にIPMを推進するための体制整備	・環境保全型農業、GAP等との連携を検討(国) ・地域の実情に応じて行政、防除所、試験場、普及センター間の連携を推進(都道府県)		
③工程管理	・IPM定着工程表に基づき、施策を総合的に管理・運営(国・都道府県)	・工程管理、IPM検討会で評価		毎年度、IPM検討会で国の工程管理を評価
2. IPM普及・定着に向けての基盤作り				
①IPM施策の推進	・都道府県における地域の実情に応じ、IPM施策を推進(IPM実践指標の策定など)	・地域の実情に応じた施策の推進(都道府県) ・主要作物のIPM指標モデル公表(国) ・食の安全・安心確保交付金による支援	支援策の検討	各都道府県の施策に応じた目標の実現
②IPM実践地域のモデル的育成	・都道府県においてIPMに取り組む地域をモデル的に育成	・モデル地域育成(都道府県) ・食の安全・安心確保交付金による支援	支援策の検討	各都道府県の施策におけるモデル地域の育成を推進
③IPM要素技術の確立・評価	・地域の実情に応じたIPM要素技術の確立(都道府県)	・IPM要素技術確立(都道府県・民間) ・IPM要素技術検討会の開催(国) ・食の安全・安心確保交付金による支援(国)	支援策の検討	確立した技術を生産現場へ導入 技術体系の改良、普及推進
3. 生産現場へのIPM普及・定着				
①モデル地域外への普及支援	・IPM要素技術集の配布等による指導者等への支援(国) ・民間(農業団体、農薬メーカー等)による生産現場での協力・支援	・IPM要素技術集の配布 ・民間との意見交換(国)		・IPM要素技術集の配布
②産地・生産者への啓発	・農業者がIPMに取り組みやすくなるよう、技術に関する情報を提供(国) ・優良産地をホームページで紹介するなど、産地・生産者への啓発(国)	・IPMを効果的に実践するための調査(国) ・パンフレットの配布 ・優良産地の取組の紹介	・シンポジウムの開催 ・消費者との現地交流会の開催	インターネット等で情報提供
4. 国民の理解促進				
消費者及び流通関係者の理解促進	・IPMを広く消費者等の国民に周知 ・流通関係者への理解促進	・消費者団体等関係者との意見交換 ・リスクコミュニケーションの開催	・シンポジウムの開催 ・生産者との現地交流会の開催 ・パンフレットの配付	21年度の消費者の認知度25%

詳細な時期については今後検討

補足

記載事項	説明
1. IPM普及・定着の体制整備 ②関係する施策及び部局との連携 ・環境保全型農業、GAP等との連携	例えば、GAPのチェックリストとIPM実践指標の融合など、環境保全型農業やGAPとIPM施策を一體的に推進する。
2. IPM普及・定着に向けての基盤作り ①IPM施策の推進 ・都道府県における地域の実情に応じ、IPM施策を推進	IPM実践指標の策定に限らず、都道府県で推進している環境保全型農業やGAPなどの施策において、IPMを技術的な下支えとして推進している。
2. IPM普及・定着に向けての基盤作り ③IPM要素技術の確立・評価 ・IPM要素技術検討会の開催	IPM要素技術の生産現場での普及のため、野菜及び果樹で年1回ずつ開催 2～3作物をテーマとし、農業者にわかりやすい予察情報や要防除水準の提供、農業者自身で可能な防除判断手法等の個別のIPM要素技術や地域の実情に応じた総合防除体系の確立などについて、プレゼンや意見交換を実施する。
3. 生産現場へのIPM普及・定着 ①モデル地区外への普及支援 ・指導者等への情報提供 (IPM要素技術集の配布)	IPM要素技術の調査を実施し、その結果を技術集として取りまとめ配布する。
3. 生産現場へのIPM普及・定着 ①モデル地区外への普及支援 ・民間(農業団体、農薬メーカー等)による支援	本工程表の取りまとめに当たって、農業者団体や農薬関係者と意見交換を行ったところであり、引き続き意見交換を行い、具体的な支援等について検討していく。
3. 生産現場へのIPM普及・定着 ②産地・生産者への啓発 ・農業者がIPMに取り組みやすくなるよう、技術に関する情報を提供(国)	農業者が効果的にIPMに取り組めるよう、IPM要素技術に関する情報を提供する。 具体的には、①ほ場条件における化学農薬の天敵に対する影響、②粉剤、液剤等の飛散を極力低減しうる使用条件、③難透過性フィルムを使用した場合の効果や安全性等の調査を実施し、その結果をマニュアル等の形でとりまとめ、情報提供する。(農林水産省委託事業)
3. 生産現場へのIPM普及・定着 ②産地・生産者への啓発 ・優良産地を農水省のホームページで紹介	食の安全・安心確保交付金の地区推進事業等でIPMモデル地区推進に取り組んでいる優良産地を紹介する。
3. 生産現場へのIPM普及・定着 ②産地・生産者への啓発 ・IPMシンポジウムの開催	生産者、消費者、流通関係者のそれぞれにとってのIPMのメリットを理解促進するため、生産現場等での取組の紹介や各関係者の間で意見交換を実施する。

IPM定着工程表(19年度の取組計画) 策定イメージ案

取り組むべき課題	平成19年度計画(詳細な時期については今後検討)			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
1. IPM普及・定着の体制整備				
①国と都道府県との連携 ・国と都道府県の意見交換により、生産現場での課題を把握し、施策に反映			・植物防疫地区協議会(農政局):地域の普及状況等について検討	
②関係する施策及び部局との連携 ・農業生産における病害虫防除の技術的基盤として推進 ・都道府県内のIPM推進体制整備		・環境保全型農業、GAP等との連携を検討(国)		
③工程管理 ・IPM定着工程表に基づき、国が施策を総合的に管理し、IPM検討会で評価	・工程管理(国・都道府県) ・第6回IPM検討会(国)			・工程管理の評価 ・第7回IPM検討会(国)
2. IPM普及・定着に向けての基盤作り				
①都道府県でのIPM施策の推進 ・国は主要作物のIPM実践指標モデル策定及び食の安全・安心確保交付金により支援	・主要作物の指標モデル検討(国) ・地域の実情に応じた施策の推進(都道府県)			・指標モデル公表(国)
②都道府県でのIPM実践地域のモデル的育成 ・国は食の安全・安心確保交付金により支援	・モデル地域育成(都道府県)			・モデル地域へのアンケート実施(国)
③IPM要素技術の確立・評価 ・民間、都道府県によるIPM要素技術の確立 ・IPM要素技術検討会の開催	・IPM要素技術確立(都道府県・民間)		・野菜技術検討会の開催(国)	・果樹技術検討会の開催(国)
3. 生産現場へのIPM普及・定着				
①モデル地区外への普及支援 ・国は指導者等への優良事例集の配布等により情報提供 ・民間(農業団体、農薬メーカー等)による支援	・民間との意見交換	・IPM要素技術調査(国)		
②生産者・産地への啓発 ・国は農業者がIPMに取り組みやすくなるように要素技術の情報を提供 ・国は指導者・生産者向けパンフレットの配布や優良産地を農水省のホームページで紹介	・IPMを効果的に実践するため、IPM要素技術に関する調査を実施(国)	・優良産地情報収集(国)	・生産者向けパンフレットの配布	・調査結果を取りまとめ、情報を提供 ・優良産地紹介(農水省HP)
4. 国民の理解促進				
○消費者及び流通関係者の理解促進 ・IPMを広く消費者等の国民に周知するとともに、流通関係者への理解促進 ・生産現場での生産者と消費者の交流会やシンポジウムの開催	・消費者団体等関係者との意見交換(国)		・リスクコミュニケーションの開催(中央)	・リスクコミュニケーションの開催(地方)